

九州自動車道

植木IC～熊本IC間 通行止 に伴う一般道への迂回案内について

植木IC～熊本IC間の迂回につきましては、一般道をご利用下さい。
皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、
ご理解とご協力のほどお願いいたします。

九州自動車道	通行止め区間
迂回路	国道
県道・一般道	



attention!

《通行止に関する乗継調整についてのご案内》

通行止により、植木IC～熊本IC間を、一旦流出し、一般道へ迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客様については、ご利用料金を調整させていただきます。ご利用にあたっては、一旦、流出するインターチェンジでお渡りする「高速道路通行止乗継証明書」を乗継後の最初の出口料金所で乗り直した料金所にて発行した「入口通行券」と一緒に係員に提出していただくと、所定の調整方法により算出した調整料金となります。

また、ETCをご利用のお客様は、全行程で同一のETCカードをご利用の上、通常通り料金所のETCレーンを通行して下さい。この場合でも同一の調整を行った料金及び本来のご走行で適用されるべきETC時間帯割引が適用された調整後の料金で請求させていただきます。（ご利用時は通常料金の表示となりますが、請求時には、ご利用区間に応じた調整後の料金を請求させていただきます。）